



熊本県公報

第 1 2 2 6 9 号
平成 25 年 11 月 26 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 種畜証明書の書換交付…………… (畜産課) 1
- 臨時種畜検査の実施…………… (//) 2
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定…………… (くらしの安全推進課) 2
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 2
- 道路の供用開始…………… (//) 3
- 道路の区域変更…………… (//) 3

公 告

- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 3
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (//) 3
- 換地計画の縦覧…………… (農地整備課) 4

登 載 依 頼

- 熊本県本人確認情報保護審議会の開催…………… (熊本県本人確認情報保護審議会) 4
- 平成 2 5 年度第 1 回熊本県文化振興審議会の開催…………… (熊本県文化振興審議会) 4

正 誤

- 平成 1 8 年 3 月 2 3 日熊本県条例第 3 5 号 (熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例) 中…………… (河川課) 5

告 示

熊本県告示第 1 0 4 0 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 1 7 年法律第 1 2 3 号) 第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
宇土・千の郷 宇土市栗崎町 8 0 1 番地 2	株式会社 創健 宇土市栗崎町 8 0 1 番地 2 淵上 一光	居宅介護 重度訪問介護	平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日

熊本県告示第 1 0 4 1 号

家畜改良増殖法 (昭和 2 5 年法律第 2 0 9 号) 第 8 条第 1 項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
10317409688	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県阿蘇郡西原村大字河原字大野 4 3 3 2 - 1 6 一般社団法人家畜改良事業団 (熊本種雄牛センター)	岡山県津山市宮部下 4 1 5 一般社団法人家畜改良事業団 (岡山種雄牛センター)

10348308608	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県阿蘇郡西原村大字河原字大野 4 3 3 2 - 1 6 一般社団法人家畜改良事業団（熊本種雄牛センター）	岡山県津山市宮部下 4 1 5 一般社団法人家畜改良事業団（岡山種雄牛センター）
11304819985	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県阿蘇郡西原村大字河原字大野 4 3 3 2 - 1 6 一般社団法人家畜改良事業団（熊本種雄牛センター）	岡山県津山市宮部下 4 1 5 一般社団法人家畜改良事業団（岡山種雄牛センター）

熊本県告示第 1 0 4 2 号

家畜改良増殖法（昭和 2 5 年法律第 2 0 9 号）第 4 条第 1 項第 2 号の検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和 2 5 年農林省令第 9 6 号）第 2 条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第 4 条第 1 項第 2 号に規定する家畜の雄
- 3 検査の日時及び場所

日 時	場 所
平成 2 5 年 1 2 月 2 4 日（火）午前 1 0 時	熊本県農業研究センター（合志市）

熊本県告示第 1 0 4 3 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 4 6 年熊本県条例第 3 0 号）第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	SM クレーン宙吊り（新東宝） 裸の牝たち 見られていっちゃう（新東宝） おいしい女五人 やりくらべ（新東宝） 姉妹相姦 いたずらな魔乳（オーピー） 奴隷愛人 めざめた人妻（新東宝） 野外プレイ 覗きの濡れ場（オーピー） 乱交白衣 暴淫くわえ責め（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第 1 0 4 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 5 年 1 1 月 2 6 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	竈門菰田山鹿線	山鹿市椿井字下田 6 4 0 番 1 地先から	95.0	防安交

		山鹿市椿井字尾崎 529番1地先まで		
--	--	-----------------------	--	--

2 供用を開始する期日 平成25年11月26日

熊本県告示第1045号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年11月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年11月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	本渡牛深線	天草市深海町柳田 283番1地先から 天草市深海町池田 666番2地先まで	78.0	道路改良

2 供用を開始する期日 平成25年11月29日

熊本県告示第1046号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年11月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年11月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	津留柳線	阿蘇郡高森町大字野尻初馬谷 1089番地先から 同所 1107番1地先まで	前 後	7.4 ～ 12.7 7.4 ～ 31.4	406.0 300.0	単県道 (道路 改良)

2 区域を変更する期日 平成25年11月26日

公 告

熊本県公告第632号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年11月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字平ノ窪2091番82及び同2091番301
441.52平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
宮崎県えびの市大字原田3326番地陸自片馬場住宅5棟405号
山下 智

熊本県公告第633号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年11月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字輪淵2035番1
2,181.58平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
合志市御代志1342番地
社会福祉法人 ひまわり福祉会

熊本県公告第634号

県営清和中部地区(市の原換地区)土地改良事業(区画整理)施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。
利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了日の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成25年11月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧の期間 平成25年11月27日から
平成25年12月25日まで
- 2 縦覧の場所 山都町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
(1) 換地設計書
(2) 各筆換地明細書
(3) 清算金明細書
(4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

登載依頼**熊本県本人確認情報保護審議会公告第1号**

熊本県本人確認情報保護審議会の会議を次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。
平成25年11月26日

熊本県本人確認情報保護審議会

- 1 開催日時
平成25年12月27日(金)午前10時から正午まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館13階 展望会議室
- 3 議題(予定)
(1) 県が本人確認情報を利用する事務の追加について
(2) 本人確認情報保護対策について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時間までに、当該会議の受付において氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 非公開の議題
会議の途中において、非公開とされた議題については、傍聴できません。
- 7 問合せ先
熊本県本人確認情報保護審議会事務局(熊本県総務部市町村・税務局市町村行政課)
(電話 096-333-2105)

熊本県文化振興審議会公告第1号

平成25年度第1回熊本県文化振興審議会の会議を次のとおり開催する。
平成25年11月26日

熊本県文化振興審議会

- 1 開催日時
平成25年11月27日(水)
午前10時から正午まで(予定)
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議題

- (1) 熊本県立劇場運営方針（案）について（公開）
- (2) 平成 25 年度「くまもと県民文化賞」受賞候補者の選考について（非公開）
- (3) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続き
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号
熊本県文化振興審議会事務局（熊本県企画振興部地域・文化振興局文化企画課文化振興班）
（電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 1 5 4）

正 誤

平成 18 年 3 月 23 日熊本県条例第 35 号（熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
84	35	発電以外	発電所以外